贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務料金規程

（目的）
第１条　この規程は、別に定める「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「good･eyes」という。）が実施する贈与税の非課税措置に係る証明書等の適合審査料金（以下「審査料金」という。）について、必要な事項を定める。

（適合審査料金）
第２条　業務規程第19条に規定する審査料金は、別表１に掲げるとおりとする。

（審査料金の納入）
第３条　申請者は、審査料金を「贈与税の非課税措置に係る証明書等発行業務約款」（以下「業務約款」という。）第５条に規定する料金の支払方法により納入する。
２　前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

（審査手数料の増額又は減額）
第４条　good･eyesは、適合審査業務等が効率的に実施できる場合又は金額の変更をすることが必要と認める場合に、審査手数料を増額又は減額することができる。

（附則）
この規程は平成２４年７月２日より施行する。

制定：平成２４年　７月　２日
改定：平成２５年１２月２５日
改定：平成２７年　５月　７日
改定：平成３０年　５月　９日
改定：令和　３年　４月　１日
改定：令和　６年　５月　１日

別表１
「贈与税の非課税措置に係る証明書等の適合審査料金」

【住宅性能証明書】

（カッコ内は税抜き金額、単位：円）

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">適合する基準</td><td colspan="2">住宅の新築又は新築住宅の取得</td><td rowspan="2">（追加検査）</td></tr>
<tr><td>単独申請</td><td>Ｆ３５Ｓ等の併願</td></tr>
<tr><td colspan="3">省エネルギー性</td><td>９９，０００
(90,000)</td><td>７７，０００
(70,000)</td><td rowspan="7">２７，５００
(25,000)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">旧基準
（※注1）</td><td>断熱等性能等級</td><td>８８，０００
(80,000)</td><td>６６，０００
(60,000)</td></tr>
<tr><td>一次エネルギー
消費量等級</td><td>１１０，０００
(100,000)</td><td>８８，０００
(80,000)</td></tr>
<tr><td colspan="3">耐震性 又は 免震建築物</td><td>９９，０００
(90,000)</td><td>７７，０００
(70,000)</td></tr>
<tr><td colspan="2">good･eyesにて構造審査を
行っている場合（※注2）</td><td>６６，０００
(60,000)</td><td>４４，０００
(40,000)</td></tr>
<tr><td colspan="3">バリアフリー性</td><td>７７，０００
(70,000)</td><td>５５，０００
(50,000)</td></tr>
</table>

※注1 旧基準での申請は、令和5年12月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定による確認を受けている場合又は令和6年6月30日以前に建築されたものである場合のみ可能。
※注2 申請時にgood･eyesへ確認申請等を別途併願済で、構造に係る図面審査を先行して行っている場合に適用。

※「Ｆ３５Ｓ等の併願」とは、性能に関する審査が省略できる場合に限り適用。
【審査が省略できる申請等】（good･eyesに別途依頼された場合に限る）
フラット35S、設計住宅性能評価、長期優良住宅、低炭素建築物、BELS （該当する基準に適合したものに限る）
※上記金額に、計２回分の現場検査料金を含む。
・省エネルギー性 … 下地張り直前工事の完了時 及び 竣工時
・耐震性 又は 免震建築物 … 基礎配筋工事の完了時 及び 躯体工事完了時
・バリアフリー性 … 下地張り直前工事の完了時 及び 竣工時
※工事未成又は検査不備等にて別途検査が必要になった場合、追加検査の金額が加算されます。
※共同住宅等の申請で２住戸以上の証明書を交付する場合、１住戸につき３，３００円（税込）が別途加算されます。
※申請地が遠方の場合は別途定める弊社「住宅性能評価業務規程」のエリア規程に基づき、出張料金が加算されます。

※計画の変更に係る適合審査料金は上記料金の半額とする。
※証明書を滅失、汚損、又は破損し再発行する場合の料金は、１住戸につき５，５００円（税込）とする。